



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047-767-5030 植田 進 ☎047-487-9754
伊原 忠 ☎047-488-7207 飯川英樹 ☎080-1239-8132

ホームページへ▶



市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>

共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp

第455号

2020年5月11日

発行

日本共産党

八千代市議会議員団

八千代市大和田新田

312-5

世論の力で「一人10万円」の給付実現

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための「緊急事態宣言」を、全国を対象に5月末まで延長することを決定しました。今度こそ「自粛と一体で補償を」の声を大きくし、実現させようではありませんか。

今回の号では、お役立ち編として、当面のくらしや子育てに活用できる制度をご紹介します。

給付の手続きは？

一人10万円の現金給付（特別定額給付金）を受け取るには、市への申請が必要となります。そのための申請書が世帯主宛てに郵送されてきます。八千代市では、5月27日（木）から発送が始まる予定です。

この申請書には、給付対象者の氏名、合計金額が印刷されています。振込先の口座（世帯主名義）を記入し、口座を確認できる書類（預金通帳またはキャッシュカードのコピー）、本人確認の書類（世帯主の運転免許証、健康保険証、年金手帳などのいずれかのコピー）とともに市役所に同封の返信用封筒に入れて送り返してください。

給付金は、世帯主名義の銀行口座にまとめて振り込まれます。郵送申請分による振り込み開始は、八千代市では6月中旬を予定しています

なお、給付金に対する所得税、個人住民税は非課税です。また、差し押さえは法律で禁止されています。

*申請できる期間は、受け付け開始日から3ヵ月以内となっています。



特記事項

●DV避難者も受け取れます

DVや虐待を理由に自宅から避難している人は、現在居住の市町村で給付金を受け取れます。また、公的支援を受けていないが一時的にホテルや知人宅に避難している人、虐待や性暴力など家に帰れない事情があり民間団体の宿泊支援を受けている未成年者も対象となります。世帯主に給付金が振り込まれた後でも、給付は受けられます。

●生活保護利用者の方—保護費は減額されません

厚生労働省は4月21日、生活保護利用者の給付金を収入認定しないと通知しました。つまり、給付金を理由に保護費が減らされることはありません。

●子育て世代向け臨時特例給付金—児童一人に1万円

申請は不要で、対象者に市からお知らせがあります。対象は、今年3月31日までに生まれた児童で、今年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。所得税、個人住民税は非課税、生活保護世帯にも給付され、収入認定されません。